

昭和四十八年法律第百十八号 水源地域対策特別措置法

(目的)

この法律は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

この法律において「指定ダム等」とは、指定ダム及び指定湖沼水位調節施設をいう。
この法律において「指定ダム」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう。

この法律において「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設する次の各号に該当する湖沼水位調節施設で政令で指定するものをいう。

- 一 その建設により湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能又は生活環境に著しい影響が及ぶこと。
- 二 その建設により二以上の都府県が著しい利益を受けること。

第三条 国土交通大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域内に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができる。

前項の申出は、あらかじめ関係市町村長の意見をきき、かつ、国土交通省令で定めるところにより、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長（以下「所管行政機関の長」という。）を通じてしなければならない。
国土交通大臣は、水源地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

前二項の規定は、水源地域を変更する場合について準用する。

(水源地域整備計画の決定及び変更)

第四条 都道府県知事は、前条第三項の公示があつたときは、遅滞なく、水源地域整備計画の案を作成し、これを所管行政機関の長を通じて国土交通大臣に提出しなければならない。
都道府県知事は、前項の水源地域整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、水源地域整備計画に基づく事業（以下「整備事業」という。）を実施することとなるべき者（国を除く。）、関係地方公共団体の長及び政令で定める者の意見をきかなければならない。
国土交通大臣は、第一項の規定により提出された案に基づき、関係行政機関の長に協議して、水源地域整備計画を決定するものとする。

国土交通大臣は、水源地域整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び当該水源地域整備計画の案を提出した都道府県知事に送付するとともに、国土交通省令で定めるところに前各項の規定は、水源地域整備計画を変更する場合について準用する。

(水源地域整備計画の内容)

第五条 水源地域整備計画は、水源地域ごとに、次の各号に掲げる水源地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業（指定ダム等の建設に伴う損失の補償として実施される事業を除く。）で当該水源地域内において実施するものの概要及び経費の概算について定めるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これらの事業で当該水源地域外において実施するものについて定めることができる。
一 指定ダムに係る水源地域 土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設又は診療所の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の

基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又はダム貯水池の水質の汚濁を防止するため必要と認められる事業

二 指定湖沼水位調節施設に係る水源地域 土地改良事業、河川又は下水道の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又は湖沼の水質を保全するため必要と認められる事業

(事業の実施)

第六条 整備事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(協力)

第七条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、指定ダム等の建設及び水源地域整備計画の実施に關し、できる限り協力しなければならない。

(生活再建のための措置)

第八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者は、指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴い生活の基礎を失うこととなる者について、次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、その者の申出に基づき、協力して、当該生活再建のための措置のあつせんに努めるものとする。

- 一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に關すること。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に關すること。
- 三 職業の紹介、指導又は訓練に關すること。
- 四 他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に關すること。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第九条 次の各号の一に該当する指定ダムで政令で指定するものの建設に対応する整備事業のうち、別表第一に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

一 その建設により水没する住宅の数が特に多いダム

二 その建設により水没する農地の面積が特に大きいダム

三 前二号に掲げるもののほか、その建設により水源地域の基礎条件が特に著しく変化し、か

つ、当該水源地域をその区域に含まない都府県が著しく利益を受けるダム

四 指定湖沼水位調節施設の建設に対応する整備事業のうち、別表第二に掲げる事業で都府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

二 指定湖沼水位調節施設の建設に対応する整備事業のうち、別表第二に掲げる事業で都府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

三 前二項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、前二項の政

令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、これら

の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

四 第二項又は第二項に規定する事業に係る経費につき、前三項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金（以下「国庫負担金」という。）の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第十一条 国は、整備事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に對し、普通財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)

第一項又は第二項に規定する事業に係る経費につき、前三項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金（以下「国庫負担金」という。）の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

二 国は、前二項に定めるもののほか、水源地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、整備事業を実施する者に對し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(整備事業についての負担の調整等)

第十二条 整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、次に掲げる者と協議し、その協議により

一 指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定され

ている者

二 次に掲げる区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体（イからハまでに掲げる区域について、前号に該当する地方公共団体を除く。）

イ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供するものの給

水区域

ロ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法第三条第四項に規定する水道事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域

ハ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法第三条第四項に規定する水道事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域

ニ 指定ダム等を利用して河川の流水をかんがいの用に供する土地の区域

ホ 指定ダム等の建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域

2 関係行政機関の長は、前項の規定による負担に関し、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができる。

第十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、水源地域内において水源地域の活性化に資する事業として総務省令で定める事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る償却資産又はその事業に係る家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（水源地域の活性化のための措置）

第十四条 国及び地方公共団体は、この法律に特別の定めのあるものほか、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第九条（別表を含む。）の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国庫負担金（昭和四十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和四十九年度以後に支出すべきものとされた国庫負担金を除く。）から適用する。

3 整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項の規定により指定された指定ダムに係るものについての第九条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる

下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。

事業の区分

国負担割合の範囲

昭和五十年度昭和六十一年度昭和六十年度昭和六十一年度

度から平成四年度までの各年度

土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの

の負担するものとする

河川法第四条第一項に規定する一級河川の改変工事（政令で定めるものを除く。）

の負担するものとする

良工事

の負担するものとする

河川法第四条第一項に規定する一級河川の改変工事（政令で定めるものを除く。）

る」とし、当該整備事業についての河川法第六十条第一項の規定の適用については、同項中「改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三」とあるのは、「河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第五条に規定するダムに関する工事その他の政令で定める大規模な工事に要する費用にあつてはそ

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）別表	十分の五・五	三分の一	十分の六
整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された			

土地改良法第一条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	十分の五・五以内
森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	十分の六以内
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	十分の五・五以内
河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	内
砂防法第一条に規定する砂防工事	内
道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築（政令で定めるものを除く。）	十分の六以内
水道法第三条第三項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	三分の二以内
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするため統合しようすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要な校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	内
医療法（昭和二十三年法律第一百五号）第一条の五第二項に規定する診療所の新設又は改築	十分の四以内
別表第一（第九条関係）	内
事業の区分	内
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	十分の五・五以内
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	内